

第四部

第二回 参議院司法委員会會議錄第四十四号

(三七二)

昭和二十三年六月二十二日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○刑事訴訟法を改正する法律案(内閣送付)

午前十一時十八分開會

○理事(岡部常務) これより司法委員會を開會いたします。前回に引続きまして、刑事訴訟法を改正する法律案の質疑を続けます。

○松井道夫君 二百三十七條であります。公訴の提起があるまでこれを取消することができるといふふうになつております。併し現行法は二審の判決があるまで取消することができるとなつておるのであります。その立案の主旨は、大体想像できるのであります。公訴の提起が一審の判決があるまで、或いは証人調べに入るまで、或いは事件について陳述、請求するまでというようにすることも考えられるかと思つております。証人調べに入るまで、或いは事件について請求、陳述するまで、これならば、敢て國家機關のいさゝかの行爲、努力を無駄にする、被訴所の訴訟行爲を無駄にするというふうなことがないわけでありまして、第一審の判決があるまでということにいたしますのも、また從來の制度の趣旨と、新しい立案の趣旨と或る程度妥協する意味で考えられると思つております。公訴の提起があるまでということにしなければならぬ理由を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 二百三十七條につきましては、お説の通り、現行法の二百六十七條におきましては、第二審の判決があるまで公訴の取消ができるということになつております。

を、改正案におきましては、公訴の提起があるまでこれを取消することができるといふふうな改正いたしましたわけでございます。而してこの公訴取消をなし得る時機をいつに限定しようかといふ点につきましては、御議論のように、或いはその事件について請求又は陳述をした後は取消をすることができないとか、又は証人調べが開始された後は取消することができないとか、又は第一審の判決があつた後は取消することができないとか、いろいろ立て方はいろいろありますが、本案におきましては、公訴がございまして、檢察官その公訴を受けるまでというようにして、改正案二百四十八條に相当いたします起訴便宜主義の規定によりまして事案を検討した後、公訴を提起すべきものと考へまして起訴いたしました以上、その事件はすでに國家の手に移つておるのでありますので、これを單に告訴人の意思によつてその手續を中断してしまふ、止めてしまふということとは、如何にも告訴人本位、或いは被害者本位という感じが強い点を考慮いたしまして、改正案におきましては、公訴提起前に限つて公訴の取消ができる。一旦公訴の提起がありまして以上は、告訴人の意思によつて手續を中断することができないといふふうな改めたわけでございます。

○松井道夫君 それから二百四十條であります。公訴は代理人によつてすることができ、これは結構なものであります。從來公訴についても代理人名義で公訴をいたしました。それを有効に取扱つていたようでありまして、その点を明かにした方が適切ではないかとも考えられるのであります。その点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 公訴は、二百三十七條によりまして被害者であるとか、二百三十一條によりまして被害者の法定代理人等でありまして、公訴をするということができないわけでありまして、公訴は他人に犯罪があると考へた人は何人でも公訴が自己の名前においてすることができるとあります。そのので、必ずしも代理人によつて公訴をする必要はないといふところから、公訴については改正案においても代理人による公訴を認めなかつたわけでありまして、この考え方は現行法においても同様でございます。苟も他人の犯罪を発見した人は、その本人の名義において公訴をして頂く、こういう考え方を改正案はとつておるわけでございます。

○星野芳樹君 只今松井委員から御質問の二百三十七條です。政府委員のお考えは、法の建前としてはそれでよろしいが、もう少し具体的にですね、この公訴を取下げられないためにいろいろできる不便があると思ひます。例えば

名誉毀損とか、或いは横領とか、そういうもので、示談で済んでも、一旦告訴したやうなもので、もう取下げられないというので、問題を複雑とする点が多い弊害が大部分あると思うのですが、そういう具体的な功罪をもう少し考察した答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) お説の通り、改正案二百三十七條によりまして、公訴提起後公訴の取消をすることができないという規定を設けました關係上、少くとも親告罪につきましては、一旦公訴の提起がありました以上、その公訴を取消することができません。そので、從來は第二審判決があるまで公訴の取消ができませんでした。その場合に公訴棄却の判決があつたわけでございます。そのが、今後の改正案によりましては、そのような親告罪につきましては既に公訴によつて公訴の提起があつた以上は、有罪の判決をする以外に途がないといふことにならうと思ひます。親告罪以外の事件につきましては、從來と雖も、公訴提起後に公訴の取消がありまして、被訴所といつたしましては執行猶予にするとか、或いは被害者が満足しておる事情を考へまして、輕い刑にいたしておつたわけでありまして、この点は今後と雖も公訴の取消ができないといふことにいたしました。実際の運用はさして違ひはないのではないかと考へております。ただ御指摘のように、親告罪については從來と可なり裁判の結果が違つ

て参るといふことになるわけでございます。で、どちらがよいかという問題でございます。が、刑事裁判というものを單に被害者個人の満足に重点を置くか、或いは法規の権限と申します。か、刑罰法令の適正な適用実現ということを中心と考へるかといふことによつて結論が違つて参るのではないかと考へます。この場合におきまして、必ずしも被害者の一個人の意思だけを考へませんで、やはりこのやうな場合に於いては、一旦國家がその事件を引受けて手續を始めた以上は、やはり刑罰法令を適正に適用実現しなければならぬといふ、この考え方を強くとりまして、この改正案二百三十七條ができるおるわけでございます。

○星野芳樹君 今の政府委員の御説によると、個人より何といふか、法律を重く見るという行き方ですが、結局法律というものは社會の安寧と民衆の福祉にあるのだと思つて、そういう意味から言つて、單に告訴を採上げるというのでも決して個人的な問題というよりも、その方が解決し得る問題を、犯罪にまで持つて行かないでも解決し得るという点で、社會安寧という点でも効果があるやうであります。今だけの御説明では、どうもこのやうな改めた法の害の方が多くて、効の方が少いように思われるのですが、如何でしようか。

○政府委員(宮下明義君) この点に關しましては、結局二つの要請を如何なる点において調和するかという問題で

ございますので、それらの立場によつて結論或いは議論が違つて参ると考えますが、従来の実際の刑事裁判の運用、告訴によりする刑事裁判の運用といふものを考えますと、起訴された被告人がいろいろに手を盡して、告訴人でありまゝとするところの被害者側をいろいろに手段によつて納得させて、その告訴を取消さして輕い裁判によつて事を済ませたという事例が多いのでありまして、その裁判の結果を社会全体が必ずしも納得してゐなかつたと考へるのであります。この場合におきましては、被害者である告訴人の利益といふものと、被告人の利益と、それから社会全体の公益の回復といふまあ三つの問題が絡まつておられますので、改正案二百三十七條の改正は妥當である、こう考へておるわけでございます。

○星野芳樹 只今の政府委員の説明によると、告訴されると被告の方がいろいろ手を打つという弊害があるという、そういう点だつたら、やはり告訴をしてから公訴の提起の間に期間があるの、やはり同じく手は打つだらうと思ひます。一方相当時間を経過させるといふことは、本人間の感情を融和して冷静に考へるという期間を與えるので、その方が問題を公正にできるのではないでしようか。

○政府委員(宮下明義) 勿論公訴提起前においても、被告人側、即ち被疑者側がいろいろ手を盡すことは考えられるのでありますが、その場合においては、まだ公訴官、即ち國家側におきましてはその事件を國家が引受けて、刑事裁判に掛けるのだという意思表示をいたしておらない時期でありま

する、公訴の提起があるまでは當事者間の示談等によつて告訴の取消を可能ならしめて少しも差支ないと思へるものであります。一旦國家が、事件の重要性、或いは被告人の悪性等、諸般の事情を考へまして、その事件を起訴いたしました以上、やはり國家として、勿論將來の裁判において被害者側の満足感といふものも裁判の中に、考慮に入れられることは申すまでもございせんが、やはり一旦公訴の提起があつた以上は、その事件を進めまして終局判決を得るというのが妥當であるといふ考へに立つてゐるわけでございます。

○大野一 私は二百三十九條の第二項と、百五十一條と百五十條との關係について疑問の点があるの、お聞きいたしたいと思つておりますが、二百三十九條に「何人でも、犯罪があると思ふときは、告発をすることが出来る。それは分りますが、第二項に「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると認むるときは、告発しなければならない。」そこで、この官吏の中には當然裁判官も含まれてゐると思ふ。そこで百五十一條に「証人として召喚を受けた正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。」という下罰金又は拘留に処する。このことが裁判の審理の過程においてあつた場合に、その裁判官は必ず告発をしなればならぬかどうかという点であります。それと、前條の百五十條は、これは過料罰として裁判官が自ら決定できるといふことに解釈できますが、その百五十一條の方は告発を待つて、檢察の公訴の提起を待たなければならぬと思ふのであります。そう

いう場合に、百五十條で自ら過料の決定をし、更に官吏として告発をしなればならぬか。こういう点をお尋ねしたいと思つてあります。

○政府委員(宮下明義) 二百三十九條第二項によりまして、官吏、公吏がその職務を行うに當つて犯罪を発見した場合に、告発をしなればならぬといふ告発義務を負つてゐるのであります。併しなから百五十條の場合におきましては、裁判所に、すでに決定で過料に処する権限を認めておられるので、この場合におきましては、裁判所の過料を以て事足りると考へる場合におきましては、百五十條で過料に処し、且つ費用の賠償を命じますれば、必ずしも告発を必要としない、と、こう解釈いたしております。百五十一條の場合には、御説の通り裁判官の告発により、或いは立會檢察官自身が認知いたしました正式の公訴提起がありまして、通常の刑事訴訟によりまして罰金又は拘留という刑が科せられるのであります。この場合においても裁判官は百五十條の過料では十分でないと考えた場合には、自分みづからが過料の裁判をいたします場合であるかと否を問はず、尙進んで刑罰を科する必要があると考へる場合には、百五十一條の発動を促す意味において告発をする。こういうことにならうと考へております。

○大野一 そこで、その場合におきまして、裁判所が「正当な理由がなく」といふことの判断に基いて告発をするのです。告発して更にその告発によつて檢察が公訴を提起する、告発者自身が裁判をしなければならぬ、こういうことになるのです。まあ

東京の裁判所では他の者がなすことも考へられるけれども、地方においては裁判所の構成上、告発者自身たる判事みづからが裁判をしなければならぬといふことができて来ると思ひます。が、そういうことで一体裁判の公正が期せられるかどうか、刑事裁判の法の精神に合うかどうかという疑問があるのですが、その点についてどう考へてしようか。

○政府委員(宮下明義) 改正案第二十條の除斥事由といたしまして、裁判官が事件について告訴又は告発をしたときという規定はないのであります。が、問題になつておりますような場合におきましては、實際問題といたしましては裁判官が忌避等の手段をとりまして、自分みづからが告発をした事件を、進んで自分が有罪の判決をするといふような処置はとらないであらうと考へております。

○理事(岡部常憲) 大体一章の御質問がなければ次に進みたいと思ひます。どうぞあと御説明願ひます。

○政府委員(宮下明義) 第二編第一章第二章公訴の章を御説明申し上げます。第二百四十七條は現行法二百七十八條と同様の規定でございまして、本案におきまして、國家訴追主義を現行法通り維持いたしまして、公訴は檢察官がこれを行うという規定を設けたわけでございます。併しながら現行法と非常に違ひまする点は、現在國會において御審議を願つております檢察審査會法によりまして、檢察官の不起訴処分を不當と認めた場合、審査會が審査をするという制度を新たに設けることといたしました点が一つ、それからもう一つは二百六十二條以下に、

いわゆる人権蹂躪事件について檢察官の起訴処分を不當といたしまする者は、裁判所にその事件を裁判所の審判に付する請求をすることができるといふ規定を設けてございまして、この点は従来の國家訴追主義に対する大きな制約となるものと考へております。次に二百四十八條の起訴便宜主義の規定でございまして、これは現行法二百七十九條と殆んど變つておりません。ただ現行法と異なりまする点は、犯罪の情状のみでなく、犯罪の輕重、即ち犯罪の罪質も十分考へなければならぬといふことになりました。次に二百四十九條は、いわゆる公訴の主観的同一性に関する規定でございまして、

「檢察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない」という規定でございまして、これは現行法二百八十八條と同趣旨でございまして、次に二百五十條の一号乃至五号は現行法と同趣旨でございまして、現行法第六号の單純賭博に關する短期時効の制度を削除いたしました。現行法第七号の拘留又は科料にあたる罪については、六ヶ月の時効期間とあるのを一年と改めました点が異なるだけでございまして、その他の点は現行法第二百八十一條と變りございません。單純賭博についての短期時効を削除いたしました理由については、單純賭博についてのみ六ヶ月という短期時効を規定いたしました根拠が乏しいといふところから、これを削除いたしました。普通の罰金にあたる罪と同様、その時効期間を三年というようにいたしましたわけでございます。拘留又は科料にあたる罪を一年といたしましたのは、従来の

社會的事實としての犯罪事實の同一性の

表示をいたしておられない時期であります。その  
ばならないと思ふのであります。その  
い、こゝういふことになるのです。ま  
からもう一つは二百六十二條以下に、  
罪を一年といたしましたのは、従来の

六ヶ月という時効期間が余りに短か過ぎるという点を考えましたのと、今後捜査手続というものがいろいろ制約を受けまして、可なり捜査が困難になりまします事情も考慮いたしまして、拘留又は科料にあたる罪についての時効を一年と改めたわけでございます。次に二百五十一條、二百五十二條、二百五十三條は現行法と全く同趣旨の規定でございますので、御説明を省略いたしたいと思ひます。

次に二百五十四條の規定でございますが、現行法におきましては、時効はその事件についての公訴の提起又は裁判官の処分によつて中断するといふ形になつておつたのであります。中断と申しますのは、その時までは進行した時効がすべてなくなりまして、中断後新らしい時効が進行する。又更に中断があればそれまでに進行した時効の利益というものは全部なくなつてしまふ。この時効の中断を繰返して参りますと、永久に時効の利益を受けることができないという制度であつたので、改正案におきましてはこの中断の制度を改めまして、その事件について公訴の提起があつて、その事件が裁判所に係属してある間は時効の進行は停止するといふ考え方を採つたわけでございまして、而してその事件について有罪の裁判が確定いたしました、すでに公訴時効の問題はなくなりまして、その後には刑の時効という問題に移るわけでありまして、有罪の裁判でなくして、管轄違ひ又は公訴棄却の裁判があつた場合には、その裁判が確定した後再び時効の進行が始まる。言ひ換へますと、公訴の提起まで進行して参つた時効に管轄違ひ等の裁判があつた後の

時効期間というものがプラスされるといふことになるわけでございまして、而して但書において、起訴狀の送達が二ヶ月以内にできなかったために起訴の手続が無効になつた時は、最初から時効が進行しないといふことを規定してあるわけでございまして、二百五十四條第二項は、現行法と同様「共犯の一人に對してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に對して」も「その効力を有する」といふ規定を設けたわけでございまして、次に二百五十五條の規定でございますが、先に御説明申し上げましたように、改正案におきましては、刑事訴訟から公示送達という觀念を排除いたしまして、刑事訴訟におきましては犯人の所在が分らない場合におきましては、公示送達といふことはできないといふことになりました。關係から、犯人が日本「國外にいる場合又は犯人が逃げ隠れてゐるため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、その國外にいる期間又は逃げ隠れてゐる期間その進行を停止する」といふ特別規定を設けまして、公示送達の廃止と施行との調和を図つたわけでございまして、而して第二項におきまして、犯人が日本「國外におる事実及び犯人が逃げ隠れてゐるために、有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつた」といふ事實の証明に關しましては、特に裁判所の規則でその証明に必要な事項を規定するといふことになりました。証明方法を特に嚴格にしよといふたのであります。

次に二百五十六條の規定でございますが、この規定は今回の改正案におきまして最も重要な改正の一つでございます。公訴提起の手續に關して、重大な変更を加えた規定でございます。その第一の点は、公訴提起を、從來のごとく、ただ單に裁判所の審判の範圍を特定するといふ意味に限りませんで、公訴の提起を以て審判の範圍を特定すると同時に、被告人側に防禦の範圍を知らしめて、被告人の利益を図るといふ考え方を取入れました。と、二百五十六條の末項におきまして、いわゆる起訴狀「本主義を採用して」起訴狀には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。といふした点であります。この二百五十六條末項の規定は、政府といたしましては最も嚴格に解釈いたしたいと考えておる規定でございます。若しこの規定に違反して起訴狀等に裁判官に予断を生ぜしめる虞のある書類等を添附いたしました場合は、公訴提起の手續そのものが無効となりまして、公訴棄却の裁判を受ける、このように解釈いたしております。而して改正点の最初の部分の御説明でございますが、被告人に防禦の範圍を知らしめて被告人の保護を図るといふ趣旨から、公訴の提起は必ず書面にやらなければならぬ。從來のようには口頭又は電報の起訴といふことは一切認めないこととしたのであります。而して起訴狀には被告人の氏名、若し被告人の氏名が分りませんときは、これを特定するに足りる事項、第二に公訴事實、第三に罪名を記載することとしたしまして、公訴事實は、特に「訴因を明示してこれを記載しなければならぬ」といふことになつたのであります。訴因と申しますのは

は社會的事実としての犯罪を法律的に構成いたしました起訴の理由、こゝ定義することができると思つております。今一例を採つて申上げますと、或る甲という人が乙から物を奪われたといふことは社會的事実であり、その場合若し暴行、脅迫を伴つておりましたら強盜罪となり、暴行、脅迫が伴つておりましたら強盜罪となるわけであり、この甲が乙に物を奪われたといふ社會的事実を強盜と構成いたし、或いは強盜と構成いたしたのが訴因と、こう考えております。これは後に公判の章で御説明いたしますように、裁判所は訴因に拘束されまして訴因の範圍以外の認定をすることができないといふ拘束を受けるので、特にこの訴因の觀念を挿入いたしますことによつて、被告人側に防禦の範圍を知らしめ、被告人側の利益を図ろう、このようにいたしましたわけでございまして、尙罪名を表示いたしましたのには「適用すべき罰條を示してこれを記載しなければならぬ」といふことになつた。而して罰條の記載といふものは訴因の記載は重要視いたしておりますので、たとい罰條の記載に誤りがございしても、その誤りが「被告人の防禦に實質的な不利を生ずる虞がない」場合におきましては、その誤りを無視いたしまして、裁判所は正しい罰條を適用することとができると、こう考えております。これが二百五十六條第四項但書の意味でございます。而してその訴因及び罰條は「數個の訴因及び罰條を予備的に又は択一的にこれを記載することができぬ」といたしまして、而してこの數個の訴因を書き得る範圍は、勿論社會的事実としての犯罪事實の同一性の範圍内におきまして、檢察官が適當に訴因を構成いたしまして、二個又は三個の訴因を予備的に又は択一的に記載したわけでございます。例を挙げますと、殺人罪として起訴いたしまして、若し殺人が成立しないといふれば、傷害致死の認定をして頂きたいといふのが予備的記載と考へております。甲は詐欺に非ざれば恐喝をしたものであるといふ記載は、択一的な記載と考へております。

次に二百五十七條であります。これは現行法二百九十二條と全く同様の規定でございます。而してこの規定も、今回の改正案に採用されております二百六十二條以下の、いわゆる人権保障事件について、裁判所が審理の結果、管轄裁判所の公判に付した事件については、檢察官も公訴の提起をすることができないと、このように解釈しております。二百五十八條の規定は現行法二百九十三條の規定と全く同趣旨でございます。次に二百五十九條は新しい規定でございます。從來、檢察官は事件について不起訴処分をいたしましたも、何らその被疑者に対して通知をしなかつたのであります。これでは不親切であり、人権尊重の趣旨に合致いたしませんので、今回の改正案におきましては被疑者の請求があつた場合に、速かに不起訴処分を付した旨を告げなければならぬといふ規定を設けたわけでございまして、この規定につきまして必ずしも被疑者の請求を待つ必要はないのではないか、すべての事件について檢察官は不起訴処分を通知したならばよいのではないかといふ御疑問がある

うと思ひますが、場合によりましては、何も葉書等で通知を受けることを欲しない被疑者もありましようし、又現在の実際の検察局の人員等を考慮いたしますと、すべての不起訴事件について不起訴の通知をすることが實際問題としていたしかねる実情もございいますので、取敢えず被疑者の請求がある場合に限りて不起訴処分に付した旨を告げる規定を設けたわけでございします。將來検察廳の陣容が整備いたした場合におきましては、すべての不起訴処分について通知するということも適當ではないかと、このように考へております。次に二百六十條でございします、現行法二百九十四條において、単に告訴人にのみその書類通知をすることになつておつたのであります。が、改正案におきましては、被告人及び請求人に拡張いたすことにいたしました。次に二百六十一條も新しい規定でありまして、檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について不起訴処分をいたした場合には、告訴人、被告人又は請求人の請求があるときは速かにその理由を告げなければならぬ、という規定を設けたのであります。

二百六十條以下の規定は、いわゆる人権蹂躪事件につきまして告訴又は告発をした者が檢察官の不起訴処分不服があるときは、その檢察官所属の檢察廳の所在地を管轄いたしております地方裁判所にその事件を裁判所の審判に付することを請求することができるといふ一連の手續を規定した規定でございします。改正案におきましても檢察官が告訴を独占いたしまして、いわゆる國家訴追主義を貫いておるのであります。この人権蹂躪事件につ

きましては檢察官も又一般司法警察職員を指揮いたしております關係から、司法警察職員に人権蹂躪がありました場合にはこれを不起訴処分にしたのではないかと、この疑念を持つてありましようし、又檢察官に人権蹂躪があつた場合に、これを不起訴処分にしたましますと、同じ身内の檢察官であるから不起訴処分にしたのではないかと、この疑念を持つものも思われまします。で、特にこの事件につきましては再審査を裁判所に請求いたしまして、裁判所がこの事件は告訴を提起するのが妥當であると認めまします場合には、管轄裁判所の審判に付するといふ決定をいたしまして、その決定によつて二百六十七條にありましますように公訴の提起があつたものとみなしまして、而もその事件の公訴の維持は、二百六十八條にございしますように、弁護士の中から指定した者が特にその事件の公訴の維持に當るといふ建て方をいたしたわけにございします。二百六十二條乃至二百六十九條の一連の規定は細かい手續規定もございします。以上の御説明によつて詳細の説明を省略いたしたいと考へます。

次に二百七十條の規定でございします。檢察官は公訴提起後、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧するに及ぶことができるといふ規定を特に設けたわけにございします。

○理事(岡部常君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後零時九分散会

出席者は左の通り。

理事 岡部 常君  
鈴木 安孝君

委員

大野 幸一君  
中村 正雄君  
遠山 丙市君  
水久保基作君  
來馬 琢道君  
松井 道夫君  
松村眞一郎君  
星野 芳樹君

政府委員  
法務廳事務官 宮下 明義君  
(檢察局刑事課長)

六月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(予第百五十八号)

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案  
裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員の定員に関する法律(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條 裁判事務の部中「専任二百五十二人」を「専任三百七十一人」に改める。

第二條 中「専任一人」を「専任十人」に改め、「専任五人」を「専任一人」に改め、「専任五人」を「専任一人」に改める。

第四條 中「専任三百二十一人」「専任三百六十九人」「専任三百九十五人」「専任三百六十九人」を「専任三百六十九人」「専任三百九十六人」「専任三百九十六人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

六月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、少年法を改正する法律案(予第百六十一号)

少年法を改正する法律案

第一章 総則

第二節 通則

第三節 調査及び審判

第四章 成人の刑事事件

第一節 通則

第二節 手続

第三節 処分

第五章 雜則

附則

少年法

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

(少年、成人、保護者)

第二條 この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。

第三條 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年及び十四歳に満たないで刑罰に服する行為をした少年

二 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、將來、罪を犯す虞のある少年

イ 保護者の正當な監督に服しない性癖のあること。

ロ 正當の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

ハ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること。

(二) 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

(判事補の職權)

第四條 第二十條の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれをすることができ。

(管轄)

第五條 保護事件の管轄は、少年の行爲地、住所、居所又は現在地に在る。

第六條 家庭裁判所は、保護の適正を期するため特に必要があるとき認めるときは、決定をもつて、事件を他の管轄家庭裁判所に移送することができ。

第七條 家庭裁判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。



ありするが、この人権蹂躪事件につ

鈴木 安幸君

に移送しなければならぬ。

第二節 調節及び審判

(通告)

第六條 家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

(少年保護司の報告)

第七條 少年保護司は、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見したときは、これを裁判官に報告しなければならない。

2 少年保護司は、前項の報告に先だち、少年及び保護者について、事情を調査することができる。

(事件の調査)

第八條 家庭裁判所は、前二條の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると認めたときは、事件について調査しなければならない。檢察官、司法警察員、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

2 家庭裁判所は、少年保護司に命じて、少年保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

(調査の方針)

第九條 前條の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素行、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を活用して、これを行うように努めなければならない。

(附添人)

第十條 少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人を選

任することができる。但し、弁護士を附添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

2 保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人となることができる。

(呼出、同行)

第十一條 家庭裁判所は、事件の調査に必要であると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発することができる。

3 家庭裁判所は、正当な理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することができる。

(緊急の場合の同行)

第十二條 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前條第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発することができる。

(同行状の執行)

第十三條 同行状は、少年保護司がこれを執行する。

2 家庭裁判所は、警察官、警察吏員、観察官又は保護委員をして、同行状を執行させることができる。

(証人尋問・鑑定・通訳・翻訳)

第十四條 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

(検証、押収、捜索)

第十五條 家庭裁判所は、検証、押収又は捜索をすることができる。

2 刑事訴訟法中、裁判所の行う検証、押収及び捜索に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

(援助、協力)

第十六條 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、警察吏員、観察官、保護委員、児童福祉司又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

2 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。

(観護の措置)

第十七條 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる観護の措置をとることができる。

一 少年保護司の観護に付すること。  
二 少年観護所に送致すること。  
三 同行された少年については、観護の措置は、遅くとも、到着のときから二十四時間以内、これを行わなければならない。檢察官又は司法警察官から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

し、檢察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、收容の期間は、これを更新することはできない。

4 裁判官が第四十三條第二項の請求により、第一項第一号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第一号の措置とみなす。

5 裁判官が第四十三條第一項の請求により、第一項第二号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第二号の措置とみなす。

6 観護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することができる。但し、第一項第二号の措置については、收容の期間は、通じて四週間を超えることはできない。

(児童福祉法の措置)

第十八條 家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府県、知事又は児童相談所長に送致しなければならない。但し、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件については、この限りでない。

(審判を開始しない旨の決定)

第十九條 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

(檢察官への送致)

第二十條 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する檢察廳の檢察官に送致しなければならない。但し、送致のとき十六歳に満たない少年の事件については、これを檢察官に送致することはできない。

(審判開始の決定)

第二十一條 家庭裁判所は、調査の結果、審判を開始するのが相当であると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

(審判の方式)

第二十二條 審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない。

(審判開始後保護処分に付しない場合)

第二十三條 家庭裁判所は、審判の結果、第十八條又は第二十條にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、所定の決定をしなければならない。

(保護処分決定)

第二十四條 家庭裁判所は、前條の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならぬ。

一 十四歳に満たない少年については、これを児童相談所に送致すること。

二 満十四歳以上の少年については、次の処分をすること。

(イ) 地方少年保護委員会の観察に付すること。

(ロ) 児童相談所に送致すること。

(ハ) 教護院又は養護施設に送致すること。

(ニ) 少年院に送致すること。

2 前項第二号イ及びニの保護処分においては、地方少年保護委員会をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

(少年保護司の観察)

第二十五條 家庭裁判所は、前條第一項の保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもつて、相当の期間、少年保護司の観察に付することができる。

2 家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。

一 遵守事項を定めてその履行を命ずること。

二 條件を附けて保護者に引き渡すこと。

三 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。

(決定の執行)

第二十六條 家庭裁判所は、第十七條第一項第二号、第十八條、第二十條、第二十四條及び第二十四條第一項の決定をしたときは、少年保護司、警察官、警察吏員、観察官、保護委員、児童福祉司又は児童委員をして、その決定を執行させることができる。

2 家庭裁判所は、第十七條第一項第二号、第十八條、第二十條及び第二十四條第一項の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を発することができ、

3 家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することができ、

4 第十三條の規定は、前項の同行状に、これを準用する。

(裁合する処分の調整)

第二十七條 保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定したときは、保護処分をした家庭裁判所は、相当と認めるときは、その保護処分を取り消すことができる。

2 保護処分の継続中、本人に対して新たな保護処分がなされたときは、新たな保護処分をした家庭裁判所は、前の保護処分をした家庭裁判所の意見を聞いて、いずれかの保護処分を取り消すことができる。

(報告と意見の提出)

第二十八條 家庭裁判所は、第二十四條又は第二十五條の決定をした場合において、施設、団体、個人、

地方少年保護委員会、児童福祉施設又は少年院に対して、少年に関する報告又は意見の提出を求めることができる。

(委託費用の支給)

第二十九條 家庭裁判所は、第二十五條第二項第三号の措置として、適当な施設、団体又は個人に補導を委託したときは、その者に對して、これによつて生じた費用の全部又は一部を支給することができ、

(証人等の費用)

第三十條 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当、宿泊料を請求することができる。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

(費用の徴収)

第三十一條 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人及び参考人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年保護所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百八條の規定を準用する。

第三節 抗告

(抗告)

第三十二條 保護処分の決定に対し

ては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、少年、その法定代理人又は附添人から、二週間以内、抗告をすることができ、但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

(抗告審の裁判)

第三十三條 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならない。

(執行の停止)

第三十四條 抗告は、執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することができる。

(再抗告)

第三十五條 抗告を棄却した決定に對しては、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤があること又は最高裁判所若しくは控訴裁判所である。高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、少年、その法定代理人又は附添人から、最高裁判所に対し、二週間以内に、特に抗告をすることができ、但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告することはできない。

2 第三十四條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(その他の事項)

第三十六條 この法律で定めるものの外、保護事件に關して必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第三章 成人の刑事事件

(公訴の提起)

第三十七條 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

一 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)の罪

二 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の罪

三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六條又は少年についての第六十四條に關する第六十八條の罪、第六十條第二項若しくは第三項、少年についての第六十二條又は第六十三條(第三項を除く)、第七十二條に關する第六十九條第一号の罪、第五十七條から第五十九條まで、少年についての第六十八條に關する第二十條第一号の罪(これらの罪に關する第二十條第一号の規定による事業主の罪を含む)

四 児童福祉法第六十條の罪

2 前項に掲げる罪その他の罪が刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四條第一項に規定する關係にある事件については、前項に掲げる罪の刑をもつて処断すべきことに限り、前項の規定を適用する。

(事件の通告)

(拘留に代わる措置)

て、檢察官が事件の送致を受け

を弁護人とみなす。

理に妨げない限り、その手続を分

三、適当な施設、保護又は個人に補導を委託すること。  
四、又は第二十五條の決定をした場合において、施設、團體、個人、第三十二條 保護処分決定に対し（抗告）  
思ひ反して、おそれることをできない。  
きに限り、前項の規定を適用する。

（事件の通告）

第三十八條 家庭裁判所は、少年に對する保護事件の調査又は審判により、前條に掲げる事件を発見したときは、これを檢察官又は司法警察員に通知しなければならぬ。

（地方裁判所への移送）

第三十九條 家庭裁判所は第三十七條に掲げる事件について、禁錮以上の刑を科するのを相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

第四章 少年の刑事事件

第一節 通則

（準拠法例）

第四十條 少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による。

第二節 手続

（司法警察員の送致）

第四十一條 司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと認料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認料するときは、同様である。

（檢察官の送致）

第四十二條 檢察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると認料するときは、第四十五條第五号本文に規定する場合を除いて、これを家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。

第四部 司法委員会會議第四十四号 昭和二十三年六月二十二日（參照）

（勾留に代わる措置）

第四十三條 檢察官は、少年の被疑事件においては、裁判官に對して、勾留の請求に代え、第十七條第一項の措置を請求することができ。但し、第十七條第一項第一号の措置は、家庭裁判所の裁判官に對して、これを請求しなければならない。

2 前項の請求を受けた裁判官は、第十七條第一項の措置に關して、家庭裁判所と同一の権限を有する。

3 檢察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ、裁判官に對して、勾留を請求することはできない。

（勾留に代わる措置の効力）

第四十四條 裁判官が前條第一項の請求に基いて第十七條第一項第一号の措置をとつた場合において、檢察官は、捜査を遂げた結果、事件を家庭裁判所に送致しないときは、直ちに、裁判官に對して、その措置の取消を請求しなければならない。

2 裁判官が前條第一項の請求に基いて第十七條第一項第二号の措置をとるときは、令狀を發してこれをしてなければならない。

3 前項の措置の効力は、その請求をした日から十日とする。

（檢察官へ送致後の取扱）

第四十五條 家庭裁判所が、第二十條の規定によつて事件を檢察官に送致したときは、次の例による。  
一 第十七條第一項第一号の措置は、その少年の事件が再び家庭裁判所に送致された場合を除いて、

て、檢察官が事件の送致を受けた日から十日以内に公訴が提起されないときは、その効力を失う。公訴が提起されたときは、裁判所は、檢察官の請求により、又は職権をもつて、いつでも、これを取り消すことができる。

二 前号の措置の繼續中、勾留狀が發せられたときは、その措置は、これによつて、その効力を失う。

三 第一号の措置は、その少年が満二十歳に達した後も、引き続きその効力を有する。

（時効の停止）

第四十七條 第八條第一項前段の場合においては、第二十一條の決定があつてから、第八條第一項後段の場合においては送致を受けてから、事件が家庭裁判所に係属中、公訴の時効は、その進行を停止する。

（勾留）

第四十八條 勾留狀は、やむを得ない場合でなければ、少年に對して、これを發することはできない。

（取扱の分離）

第四十九條 少年の被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

（保護処分の効力）

第四十六條 罪を犯した少年に對して第二十四條第一項の保護処分（第二号の保護処分を除く。）がなされたときは、審判を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

（時効の停止）

第四十七條 第八條第一項前段の場合においては、第二十一條の決定があつてから、第八條第一項後段の場合においては送致を受けてから、事件が家庭裁判所に係属中、公訴の時効は、その進行を停止する。

2 前項の規定は、第二十一條の決定又は送致の後、本人が満二十歳に達した事件についても、これを適用する。

（勾留）

第四十八條 勾留狀は、やむを得ない場合でなければ、少年に對して、これを發することはできない。

2 少年を勾留する場合には、少年親護所にこれを拘禁することができ。

3 本人が満二十歳に達した後でも、引き続き前項の規定によることができる。

（取扱の分離）

第四十九條 少年の被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

理に妨げない限り、その手続を分離しなければならない。  
3 拘留監において、少年を成人と分離して收容しなければならぬ。

（審理の方針）  
第五十條 少年に對する刑事事件の審理は、第九條の趣旨に從つて、これを行わなければならない。

第三節 処分

（死刑と無期刑の緩和）

第五十一條 罪を犯すとき十八歳に満たない者に對しては、死刑をもつて処断すべきときは無期刑を科し、無期刑をもつて処断すべきときは、十年以上十五年以下において、懲役又は禁錮を科する。

（不定期刑）

第五十二條 少年に對して長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、その刑の範圍内において、長期と短期を定めこれを言い渡す。但し、短期が五年を越える刑をもつて、処断すべきときは、短期を五年に短縮する。

2 前項の規定によつて言い渡すべき刑については、短期は五年、長期は十年を越えることはできない。

3 刑の執行猶予の言渡をする場合には、前二項の規定は、これを適用しない。

（少年親護所收容中の日数）

第五十三條 第十七條第一項第二号の措置がとられた場合において、少年親護所に收容中の日数は、これを未決勾留の日数とみなす。

(換刑処分の禁止)  
第五十四條 少年に対しては、勞役場留置の言葉をしない。

(家庭裁判所への移送)  
第五十五條 裁判所は、事實審理の結果、少年の被告人を保護処分にするのが相当であると認めるときは、決定をもつて、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。

(懲役又は禁錮の執行)  
第五十六條 懲役又は禁錮の言葉を受けた少年に対しては、特に設けた監獄又は監獄内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。

2 本人が満二十歳に達した後でも満二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。

(刑の執行と保護処分)  
第五十七條 保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定したときは、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときも、同様である。

(仮出獄)  
第五十八條 少年のとき懲役又は禁錮の言葉を受けた者には、次の期間を経過した後、仮出獄を許すことができる。

- 一 無期刑については七年
- 二 第五十一條の規定により言い渡した有期の刑については三年
- 三 第五十二條第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一

(仮出獄期間の終了)  
第五十九條 少年のとき無期刑の言葉を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないで十年を経過したときは、刑の執行を受け終つたものとする。

2 少年のとき第五十一條又は第五十二條第一項及び第二項の規定により有期の刑の言葉を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないで仮出獄前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一條の刑期若しくは第五十二條第一項及び第二項の長期を経過したときは、その何れか早い時期において、刑の執行を受け終つたものとする。

(人の資格に関する法令の適用)  
第六十條 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、將來に向つて刑の言葉を受けたものとなす。

2 少年のとき犯した罪について刑に処せられた者は、その執行期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の場合において、刑の執行猶予の言葉を取消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言葉があつたものとなす。

第五十條 裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

附則  
(施行期日)  
第六十二條 この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

(経過規定)  
第六十三條 この附則で「新法」とは、この法律による改正後の少年法をいい、「旧法」とは、従前の少年法(大正十一年法律第四十二号)をいう。

第六十條 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、將來に向つて刑の言葉を受けたものとなす。

旧法第四條  
第一項第五号(保護團體に委託する保護処分を除く。)及び第九号の保護処分

第一項第五号中保護團體に委託する保護処分及び第六号の保護処分

第一項第七号の保護処分  
第一項第八号の保護処分  
新法  
第二十五條第二項及び第二項第二号  
第二十四條第一項第二号  
第二十四條第一項第二号

前二項に規定するものの外、旧法の規定によりなされた処分は、この法律の相当規定によりなされたものとみなす。

第六十四條 この法律施行前言葉を受けた刑においては、第五十八條及び第五十九條の適用については、第五十一條及び「第五十二條第一項及び第二項」とあるのは、それぞれ、「旧法第七條第一項」及び「旧法第八條第一項及び第二項」と読み替へるものとする。

第六十五條 この法律施行前、十六歳に満たない刑法第二百條の罪以外の罪を犯した者に対しては、なお旧法第七條第一項の例による。刑法第二百條の罪を犯した者に対しては、第五十一條の規定を適用する。

第六十六條 旧法第四條の保護処分を受けた少年に対しては、旧法第六十三條の規定により刑事訴訟をすることのできない事件について、刑事訴訟をし、又は家庭裁判所に

の審判に付することはできない。

第六十七條 第六十條の規定は、この法律施行前、少年のとき犯した罪により、死刑又は無期刑に処せられ、減刑その他の事由で刑期を満了し、又は刑の執行の免除を受けた者に対して、これを適用する。

第六十八條 この法律施行後一年間、第二條第一項の規定にかかわらず、少年は、これを十八歳に満たない者とし、成人は、これを満十八歳以上の者とする。

前項の適用については、第四十五條第三号、第四十七條第二項、第四十八條第三項及び第五十六條第二項の「二十歳」とあるのは、これを「十八歳」と読み替へるものとする。

六月十九日日本委員会に左の事件を付託された。

一、工業所有権の確保に関する請願(第千十三号)

第千十三号 昭和二十三年六月十日受理

工業所有権の確保に関する請願 請願者 東京都千代田区三年町一、井理士会理事長 川部佐吉 紹介議員 小林英三君外二名

工業所有権の問題は個人の利益だけでなく國民經濟に及ぼす影響は極めて重大であるから、特許法、実用新案法、意匠法、商標法等の出願事件及び審判事件に関する特許局抗告審判に対する不服事件の審判に当る東京高等裁判所に技術的智識経験を有する判事を置いて、妥当公正な審判によつて工業所有権の確保を期せられたいとの請願。

昭和二十三年八月二十四日印刷

昭和二十三年八月二十五日発行